タ回風フしま安み共しま

条例骨子と素案の対比表		
骨子	素 案	備考
前文(条例制定の背景等)	前文	
・奈良県内の大和川流域は四方を山地で囲まれ、平地が窪地になってお	奈良県内の大和川流域は四方を山地で囲まれ、平地が窪地になってお	
り、また流域内の 150 を超える河川は合流して大和川となり、唯一の	り、また流域内の 150 を超える支川は、集中して合流する大和川本川	
出口である亀の瀬に集中しますが、亀の瀬は開削が当面行われないた	となり、唯一の出口である亀の瀬峡谷は狭窄部となっているため地形的	
め、地形的にも雨水がたまりやすくなっています。	に雨水がたまりやすくなっている。さらに、奈良盆地は京阪神地区に隣	
	接し、交通の利便性の高いことから、昭和30年代後半から都市化が急	
	速に進み、森林や水田・ため池などが宅地や工場、商業施設等の市街地	
	となり、流域の保水機能が減少している。	
・このような地形的な特徴も踏まえると、河川改修などの治水対策だけ	このような、洪水はん濫や内水浸水等の水害を受けやすい流域の特性	
では洪水を防ぐことが困難であるため、川の水を安全に流す「治水対	を踏まえると、河川改修などの治水対策だけでは洪水を防ぐことが困難	
策」と流域内の雨水が河川へ一気に流れ出すことを抑える「流域対策」	となった。大和川流域では、昭和57年の大和川大水害を契機に、川の	
との両面から洪水被害の軽減・防止を図る「総合治水対策」に取り組	水を安全に流すための河道改修やダム整備等の「ながす対策(治水対	
んできました。	策)」と、流域内の雨水が河川へ一気に流れ出すことを抑えるためのた	
	め池の治水利用や雨水貯留浸透施設等の「ためる対策 (流域対策)」と	
	の両面から洪水被害の軽減・防止を図る総合治水対策に、国、県、市町	
	村、県民等の流域関係者が一体となって取り組んできた。	
・「総合治水対策」は昭和57年の大水害を契機に取り組んで参りました	しかし、総合治水対策については、社会情勢の変化や昨今の気象状況	
が、社会情勢の変化や昨今の気象状況等の変化により新たな課題が発	等の変化により新たな課題が発生しており、これまでの取り組みの成果	
生しており、これまでの総合治水対策の取組の成果や経験を活かし	や経験を活かして、課題を克服するための総合治水対策に関する一層の	
て、大和川流域における総合治水に関する取組の強化を行い、総合治	取組の強化と、河川、農林、都市計画の各分野の総合治水対策の体系化	
水対策を推進していくことが必要となっています。	を行うことが急務となってきている。	
・ここに、大和川流域内の浸水被害から県民の生命及び財産の保護を図	ここに、「ながす対策」、「ためる対策」に加え、「ひかえる対策(土地	
るため、総合治水の基本理念、各主体(県、市町村、県民及び事業者)	利用対策)」の3つの対策を柱とする大和川流域総合治水対策を推進す	
の役割並びに各主体が行う総合治水対策の基本となる事項等を定め	ることにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、県民の生命及び	
ることにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、もって安全で	財産を保護し、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会を構築す	

骨 子	素案	備考
安心なまちづくりに資することを目的として、「大和川流域における	る「くらしの向上」を実現するとともに、県政発展に資する施策の基盤	
総合治水条例」を制定します。	となる治水安全度向上を図り、「住んで良し」、「働いて良し」、「訪れて	
	良し」の奈良県の実現のため、ここに総合治水に関する条例を制定する。	
第1章 総則	第一章 総則	
1. 目的	(目的)	
・大和川流域内の浸水被害から県民の生命及び財産の保護を図るため、	第一条 この条例は、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を	
総合治水の基本理念、各主体(県、市町村、県民及び事業者)の役割	定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流	
並びに各主体が行う総合治水対策の基本となる事項等を定めること	域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域におけ	
により、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、もって安全で安心な	る総合治水を計画的かつ協働して推進することにより、浸水被害から	
まちづくりに資することを目的とする。	県民の生命及び財産を保護し、もって、県民が安全に安心して暮らせ	
	る社会の実現に資することを目的とする。	
3. 定義	(定義)	
・別途作成	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	
	に定めるところによる。	
	(1) 大和川流域における総合治水	
	大和川流域における洪水被害の軽減・防止を図るため、河川、ダム等	
	の治水施設の整備、流域内での雨水の貯留浸透施設や防災調整池等の	
	整備、適正な土地利用の誘導やため池・緑地等の保全による流域の保	
	水・遊水機能の維持等の対策を総合的に行うことをいう。	
	(2) 大和川水系河川整備計画	
	河川法第16条の2に基づき、県が定めた大和川水系の河川の整備に	
	関する計画であって、生駒いかるが圏域、平城圏域、布留飛鳥圏域、	
	曽我葛城圏域の4圏域の計画からなるものをいう。	

骨 子	素案	備考
	(3)大和川流域整備計画	
	大和川流域における総合治水対策の基本方針、具体的な施策を定めた	
	もので、大和川流域の関係機関(国、県、関係市町村)からなる大和	
	川流域総合治水対策協議会における合意により決定された計画をい	
	う。	
	(4)雨水貯留浸透施設	
	雨水を学校の校庭等に一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を	
	有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。	
	(5)ため池治水利用施設	
	ため池を一部改良することで、雨水を一時的に貯留する機能を高める	
	施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。	
	(6)水田貯留施設	
	水田を一部改良することで、雨水を一時的に貯留する機能を高める施	
	設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。	
	(7)特定開発行為	
	次のいずれかに該当するものをいう。	
	ア 千平方メートル以上の開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100	
	号) 第4条第12項に規定する開発行為をいう。)	
	イ 千平方メートル以上の宅地造成(宅地造成等規制法(昭和 36 年法	
	律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成をいう。)に関する工	
	事	
	ウ 千平方メートル以上の岩石の採取(採石法(昭和 25 年法律第 291	
	号) 第10条第1項第3号に規定する岩石の採取をいう。)	
	エ 千平方メートル以上の砂利の採取	
	オ 地域森林計画の対象となっている民有林における一万平方メート	

骨 子	素、案	備考
2. 基本理念 ・総合治水は、国、県、市町村、県民、事業者という流域の関係者の取組によって継続的な安全性の確保が可能となるものであり、流域の関係者による一体的な取組が不可欠です。	ルを超える開発行為(森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2 第1項及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)第2条の3に規 定する開発行為をいう。) (8)防災調整池 宅地造成等により河川への流出量が増大するため、雨水を一時的に貯 留し、流出を抑制するために特定開発行為により設置された施設をい う。 (基本理念)	in
4. 関係者の責務と役割 ・浸水被害の軽減及び拡大の抑制は、流域における関係者の取組によって可能となるものであり、行政や県民による総合的な取組が不可欠である。そのため、総合治水に関する関係者の責務と役割を明確にする必要がある。 (1) 県の責務 ・県は、総合治水に関し、総合的・計画的な施策を推進するものとする。・県は、施策の実施にあたり、国、市町村、県民及び事業者と連携し、	(県の責務) 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、国、市町村、県民、事業者その他の大和川流域の関係者	

骨 子	素案	備考
効果的・効率的に実施するものとする。	と連携し、大和川流域における総合治水に関する施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。	
・市町村が、総合治水に関する施策を実施しようとするときは、必要な 技術的支援、財政的支援を行うものとする。	2 県は、大和川流域における総合治水に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が大和川流域における総合治水に関する施策を実施する場合には、情報の提供、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする。	
(2) 県民の役割	(県民の責務)	
・県民は、一人ひとりが雨水の河川等への流出抑制に努めるものとする。	第五条 県民は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水に	
・県民は、国、県及び市町村が実施する総合治水に関する施策に協力する。	関する理解を深め、大和川流域における総合治水に関する施策に協力	
るよう努めるものとする。	するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止 又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければ	
	ならない。	
(3)事業者の役割	(事業者の責務)	
・事業者は、雨水の河川等への流出を抑制し、洪水時の浸水の発生に備		
えるよう努めるものとする。	とり、大和川流域における総合治水に関する施策に協力するととも	
・事業者は、国、県及び市町村が実施する総合治水に関する施策に協力	に、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に	
するよう努めるものとする。	資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。	
(4) 市町村の役割		
・市町村は、地域における特性を踏まえて総合治水に関する施策を実施		
するよう努めるものとする。		
・市町村は、施策の実施にあたり、国、県、県民及び事業者と連携し、		
当該施策を効果的・効率的に実施するよう努めるものとする。		

骨子	素案	備考
	(財政上の措置) 第七条 県は、大和川流域における総合治水を実施するため、効果的か	
	つ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
第2章 ながす対策(治水対策)	第二章 ながす対策(治水対策)	
(1)河川の整備と維持	(河川整備)	
・県は、河川整備計画(県管理区間)に基づき、河道の拡幅、堤防の設	第八条 県は、大和川水系河川整備計画に基づき、河川の整備及び維持	
置、河床の掘削等の対策を計画的に行う。	を行うものとする。	
・県は、河川水位の上昇に伴い、降雨の排水不良により発生する堤内地		
の浸水を軽減するため、河床の掘削等の対策を行う。		
・県は、河川の流下能力を維持するため、河川内の流水の妨げとなる樹木の伐採、堆積した土砂の撤去、護岸の修繕等を行う。		
パッス体、で限じたエルツ版A、暖片ツ砂帽する日フ。		
第3章 ためる対策(流域対策)	第三章 ためる対策 (流域対策)	
(1) 雨水貯留浸透施設の整備	(雨水貯留浸透施設)	
・県は、流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設の整備を計画的に行	第九条 県は、大和川流域整備計画に基づき、市町村と連携して雨水貯	
うものとする。	留浸透施設の整備を行うとともに、市町村の取組が促進されるよう必	
	要な措置を講ずるものとする。	
・県は、市町村が雨水貯留浸透施設の整備を行うにあたり、技術的支援、 財政的支援を行うものとする。		
・市町村は、流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設の整備を計画的		
に行うよう努めるものとする。		
(2) 雨水貯留浸透施設の維持		
・雨水貯留浸透施設の管理者は、設置された施設の機能を維持するため	2 雨水貯留浸透施設の管理者は、設置された雨水貯留浸透施設の機能	

骨子	素 案	備考
適正な管理をするようにしなければならない。	を維持するため、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行わなけ ればならない。	
(3) ため池治水利用施設の整備	(ため池治水利用施設)	
・県は、流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設の整備を計画的に行うものとする。	第十条 県は、大和川流域整備計画に基づき、市町村と連携してため池 治水利用施設の整備を行うとともに、市町村の取組が促進されるよう 必要な措置を講ずるものとする。	
・県は、市町村がため池治水利用施設の整備を行うにあたり、技術的支援、財源的支援を行うものとする。		
・市町村は、流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設の整備を計画 的に行うよう努めるものとする。		
(4) ため池治水利用施設の維持		
・ため池治水利用施設の管理者は、設置された施設の機能を維持するため適正な管理をするようにしなければならない。	2 ため池治水利用施設の管理者は、設置されたため池治水利用施設の 機能を維持するため、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行わ なければならない。	
(5)水田貯留の推進	(水田貯留施設)	
・市町村は、(流域整備計画に基づき)、雨水の河川への流入を抑える効果が期待できる水田貯留に計画的に取り組むよう努めるものとする。	第十一条 県は、大和川流域整備計画に基づき、市町村と連携して水田 貯留施設の整備を行うとともに、市町村の取組が促進されるよう必要 な措置を講ずるものとする。	
・県は、市町村が雨水の河川への流入を抑制する新たな手法として、水田貯留を活用し実施するにあたり技術的支援、財源的支援を行うものとする。	2 水田貯留施設の設置者は、その水田の耕作者とともに、設置された 当該施設の機能を維持するため、知事が定める基準に基づき、適正な 管理を行わなければならない。	

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
		1佣
(6) 開発に伴う防災調整池等の設置	(防災調整池の設置)	
・規模が 1,000m2 以上の開発行為(都市計画法第29条、宅地造成等	第十二条 特定開発行為をしようとする者は(次条において「特定開発	
規制法第8条、砕石法第33条、砂利採取法第16条で規定される土地	行為者」という。)、知事が定める基準に基づき、防災調整池を設置し	
利用行為をいう。) をしようとする者は、別途定める技術基準に適合す	なければならない。	
る防災調整池等を設置しなければならない。		
(8) 防災調整池等の維持	(防災調整池の維持)	
・防災調整池等の設置者は、防災調整池に係る工事を完了したときは、	第十三条 特定開発行為者は、前条の規定により防災調整池を設置した	
管理者等を知事に届け出なければならない。	ときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	
・防災調整池等の管理者は、その防災調整池等の機能を維持するため、	2 防災調整池の管理者は、当該防災調整池の機能を維持するよう、知	
適正な管理を行わなければならない。	事が定める基準に基づき、適正に管理しなければならない。	
・管理者は、防災調整池等の管理者を変更したときは、遅滞なく新たな	3 防災調整池の管理者は、防災調整池の管理者を変更しようとすると	
管理者等を知事に届け出なければならない。	きは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	
(7)森林の保水力の保全(林地開発行為に伴う防災調整池の設置)	(森林の保全)	
・森林の所有者は、森林の持つ保水力を適正に確保するため、森林の保	第十四条 森林の管理者は、森林が有する雨水貯留浸透機能(雨水を一	
全及び整備に努めるものとする。	時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。)が	
・1ha を超える林地開発行為(森林法第10条の2第1項で規定される	 持続的に発揮されるため、森林の整備及び保全に努めるものとする。	
開発行為をいう。)をしようとする場合は、別途定める技術基準に適		
合する防災調整池を設置しなければならない。		
(9)農地の保水力の保全	(農地の保全)	
	第十五条 農地について所有権又は貸借権その他の使用及び収益を目	
全に努めるものとする。	的とする権利を有する者は、当該農地が有する雨水貯留機能が持続的	
	に発揮されるため、その保全に努めるものとする。	
	「一川」手にないがにめ、「しゃ」外土に対めるひゃっとする。	

骨 子	素案	備 考
・市街化調整区域内の農地において、雨水の浸透を著しく妨げる恐れのある土地利用(第3章(6)で定める開発許可にかかるものを除く。)をしようとする者は、流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	2 雨水の浸透を著しく妨げる恐れのある土地利用(第十二条の規定による行為を除く。)(市街化調整区域内の農地に限る。)をしようとする者は、雨水の河川等への流出を抑制し、浸水被害を回避又は軽減するために必要な措置を自主的かつ積極的に講じるよう努めるものとする。	
(10) ため池の保水力の保全 ・ため池の所有者は、流域の持つ保水力を適正に確保するため、ため池の治水効果の保全に努めるものとする。	(ため池の保全) 第十六条 ため池の所有者又はため池を使用収益する権原を有する者 は、当該ため池が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるた め、当該ため池の保全に努めるものとする。	
・1,000m2以上の開発行為を行う区域内にため池の全部又は一部が存在する場合は、別途定める技術基準に従い、ため池の治水上有している機能を保全しなければならない。	め、日政にの保主に劣めなものとする。	
 ・池面積が 1,000m2 以上のため池を潰廃しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。 ・池面積が 1,000m2 以上のため池を潰廃しようとする者は、保水力が 	2 ため池の所有者又はため池を使用収益する権原を有する者は、満水 面積が千平方メートル以上のため池を一部又は全部廃止しようとす るときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。	
現状よりも低減しないよう適切な措置を講ずるよう努めるものとす る。	3 ため池の所有者又はため池を使用収益する権原を有する者は、満水 面積が千平方メートル以上のため池を一部又は全部廃止しようとす る(第十二条の規定に該当する者を除く。)ときは、当該ため池が有 する保水力を保つため、適切な措置を講じるよう努めるものとする。	
・知事及び市町村長は、保水力の確保のため必要がある場合は、治水利用を図ることができる。		
第4章 ひかえる対策 (土地利用対策) (1) (仮称) ひかえる区域の設定	第四章 ひかえる対策 (土地利用対策) (浸水危険区域の設定)	

骨子	素案	備考
・県は、(仮称) ひかえる区域 (浸水の発生しやすい地域) を設定する	第十七条 県は、溢水、湛水等による浸水被害を防止するため、おおむ	
ものとする。	ね 60 分雨量強度 50mm 程度の降雨 (年超過確率 1/10 の規模の降雨)	
	が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区	
	域(都市計画法第7条第3項にて規定する市街化調整区域に限る。)	
	を浸水危険区域に指定することができる。	
・県は、(仮称) ひかえる区域を設定したときは、速やかに、これを公	2 県は、前項の規定により浸水危険区域を指定したときは、速やかに	
表しなければならない。	公表しなければならない。	
	3 前2条の規定は、浸水危険区域の指定を変更する場合について準用	
	する。	
(2) (仮称) ひかえる区域の市街化編入等の抑制	(浸水危険区域の市街化区域への編入の抑制)	
・県は、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と	第十八条 都市計画法第15条第1項第2号に指定する区域区分に関す	
して市街化区域に定める土地の区域に原則として、(仮称) ひかえる	る都市計画を同法第 18 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用	
区域を含めないものとする。	する場合を含む。) の規定により決定又は変更するときは、原則とし	
	て浸水危険区域を新たに市街化区域として定めないものとする。ただ	
	し、浸水による県民の生命及び財産に対する著しい被害の発生を防止	
	するための対策が講じられ、又は確実に講じられると認められる場合	
	は、この限りでない。	
・市町村は、市街化調整区域の地区計画を定める土地の区域に原則とし		
て、(仮称)ひかえる区域を含めないものとする。		
・県は、都市計画法に基づく開発許可に関する条例第3条第1項(同条		
第5項において準用する場合を含む。) の規定により土地の区域を指		
定又は変更するときは、当該土地の区域に、原則として(仮称)ひか		
える区域を含めないものとする。		
・前3項の規定は、浸水による県民の生命及び財産に対する著しい被害		

骨 子	月] C 未未の別比衣 素 案	
	* * *	D用 つ
の発生を防止するための対策が講じられ、又は確実に講じられると見		
込まれる場合は、適用しない。		
第5章 総合治水推進体制	第五章 総合治水の推進	
連携協定のイメージ	(協定の締結)	
・総合治水に関する施策を連携して計画的に実施するため、支川流域を	第十九条 県は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水を	
基本とし、県及び上下流の関係市町村が協力して、まちづくりなど地	計画的に実施するため、市町村の流域対策に果たす役割の重要性に鑑	
域の特性に応じた流域基本方針を定めた連携協定を締結することが	み、総合治水に関する取組に積極的な流域市町村と協定を締結するこ	
できる。	とができる。	
	 (実施計画)	
・連携協定の締結後は、速やかに実施計画を策定し、公表するものとす	、~。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	
3.	に係る総合治水に関する実施計画を策定するとともに、当該実施計画	
'o' 0	を公表するものとする。	
・県及び関係行政機関は、実施計画に基づき総合治水対策を実施するも	2 県は、前項に規定する実施計画に基づき、当該市町村に係る総合治	
のとする。	水に関する施策を実施するものとする。	
・県は、実施計画に基づく、市町村の取組には重点的支援を行うととも		
に、自らの事業に関しても優先的に実施するものとする。		
以上		
	検討中	
	以上	